⑯―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区　分	当期交付額	当期振替額					摘　要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金（海外先進教育研究実践支援（研究実践型））	2,629	—	—	—	—	2,629	
大学改革推進等補助金（特色ある大学教育支援プログラム）	15,500	—	—	—	—	15,500	
大学改革推進等補助金（大学改革推進事業・現代教育ニーズ取組支援プログラム）	22,000	—	2,980	—	—	19,019	
大学改革推進等補助金（大学改革推進事業・専門職大学院等教育推進プログラム）	19,678	—	—	—	—	19,678	
研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）	550	—	—	—	—	550	
大学改革推進等補助金（専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム）	6,720	—	—	—	—	6,720	
大学改革推進等補助金（戦略的大学連携支援事業）	19,609	—	4,213	—	—	15,395	
合　計	86,686	—	7,194	—	—	79,492	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	常　勤	(52,806) 52,806	4	— (—)	—
	非常勤	1,800	2	—	—
	計	(52,806) 54,606	6	— (—)	—
教職員	常　勤	(2,563,181) 2,563,181	348	(132,859) 132,859	11
	非常勤	120,190	119	—	—
	計	(2,563,181) 2,683,372	467	(132,859) 132,859	11
合　計	常　勤	(2,615,988) 2,615,988	352	(132,859) 132,859	11
	非常勤	121,990	121	—	—
	計	(2,615,988) 2,737,978	473	(132,859) 132,859	11

注）１．支給人員数は、年間平均支給員数で算出しております。
２．役員に対する報酬等の支給基準は、本学役員報酬規程に基づいております。
３．教職員に対する給与の支給基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則を準拠し、本学職員給与規程に基づいております。
４．退職手当の支給基準は、一般職国家公務員に準拠し、本学役員退職手当規定及び本学教職員退職手当規程を定めております。
５．退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員の支給額を、上段（　）書き内数として記載しております。
６．支給額には法定福利費は含まれておりません。
７．常勤・非常勤の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）を準用しており、「受託研究等により雇用する者」及び「派遣会社に支払う費用」は含まれておりません。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区　分	大　学	附属学校	小　計	法人共通	合　計
業務費用					
業務費	2,476,462	871,107	3,347,570	814,947	4,162,517
教育経費	370,382	128,700	499,082	37,285	536,368
研究経費	145,436	1,760	147,196	5,912	153,109
診療経費	—	—	—	—	—
教育研究支援経費	131,694	—	131,694	1,458	133,153
受託研究経費	4,350	—	4,350	—	4,350
受託事業経費	116,470	—	116,470	21,779	138,250
人件費	1,708,129	740,646	2,448,775	748,510	3,197,285
一般管理費	30,756	147	30,904	170,953	201,858
財務費用	1,275	—	1,275	224	1,500
雑損	—	—	—	0	0
小　計	2,508,494	871,255	3,379,750	986,125	4,365,875